

## 中教審「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申(案))」に対する意見

日本私大教連中央執行委員会

2018年10月26日 提出意見

### 分類番号③ 2040年を見据えた高等教育と社会の関係

高等教育と社会との関係について、「答申(案)」が大学の根幹を支えるものとして「学問の自由」及び「大学の自治」に言及していること(12頁)、また「科学技術との関連や、政策形成への貢献といった直接的な関係性の強いものだけ」が、大学が担う社会的機能ではないことに言及していること(13頁)は、昨今の政府の「大学改革」政策がもたらす経済成長への貢献(生産性革命、人づくり革命のための大学改革)を目的として打ち出されている状況においては、たいへん重要な指摘であると考えられる。

しかし、そのような言及をしながら、結局は「社会からのニーズ」への対応、とりわけ「産業界」への対応を強調することで、大学の将来像を描く上での立脚点となる大学の使命、大学の本来的役割を曖昧化していることは問題である。

また「答申(案)」は、「ガバナンスにおいても、教育研究の充実においても、学外の協力を得ていくための産業界等との協力関係、連携関係を充実していく必要がある」と強調するが、教育研究の発展の上で不可欠である「学問の自由」「大学の自治」を保持するためには、大学と外部との間の適切な緊張関係を保つことが必要となる。現政権が「時代のニーズ、地域のニーズ、産業界のニーズに合った教育機関へと変革するため、国公立問わず、大学改革を進める」ことを打ち出しているからといって、それを忖度するような曖昧な記述をすれば、高等教育の中長期的なグランドデザインを歪め、各大学の自律的な改革を混乱させるものにしかならない。「グランドデザイン」をうたうのであるなら、左顧右眄した記述はやめ、原則を踏まえた明瞭な記述に改めるべきである。

### 分類番号⑤ 多様な教員

(意見1)

この項の「具体的な方策」に、「学位プログラムを中心とした大学制度」が掲載されているが、本文には「多様な教員」と「学位プログラム」の関係性について一切記述されておらず、趣旨がまったく不明である。

「具体的な方策」として記述されている囲み内には、「大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置を可能とする」とあるが、「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を中心とした大学とは、いったいどういう大学なのか。学部組織の枠を超えたプログラムが中心となれば、「大学の自治」の核をなしている学部教授会を基礎とした教学運営・教育研究が損なわれることが懸念される。22頁の「多様で柔軟な教育プログラム」の記述は「学位プログラム」のそれと重複しているが、「学位プログラム」と「教育プログラム」が同じものであるのか

否かすら判然としない。現行の大学制度を大幅に変更するような表現を用いながら、その内容について真摯な提案を行わないことに対し、強い不信感を抱かざるを得ない。

(意見2)

「答申(案)」は、「学外資源の活用という観点から」実務家教員を専任教員として配置することすることを強調し、「具体的方策」として大学設置基準の改正を提示している(19頁)。また関連して、「学外理事を少なくとも複数名置くことが求められる」と強調し、「具体的方策」として「そのために必要な制度整備等を行う」ことを提示している(26頁)。

しかし、この実務家教員と学外理事の拡大方針は、現政権が大学を「産業界のニーズに合った教育機関へと変革する」という方針を実行するために、産業界のニーズを大学のカリキュラム編成や運営により直接的に反映させることを企図して、閣議決定したものである。いわゆる「大学無償化」政策においても、その対象となる大学等の「要件」として「実務経験のある教員の配置」と「理事に産業界等の外部人材を複数任命」を盛り込んだことは、同様の企図によるものである。

翻って「答申(案)」は、「学外資源の活用」や大学運営に「外部からの意見を反映する」など、あたかも大学にとって有益であるかのような記述をしているが、実際には各大学が閣議決定された「改革」方針に拘束されざるを得ない状況に追い込まれつつあるのであって、「学問の自由」と「大学の自治」(12頁)や私立大学の自主性・自律性が損なわれる危険性が高い。したがって、「答申」が我が国の高等教育の中長期的なグランドデザインを描くというのなら、現政権が決定している政策を糊塗するような記述をやめ、そうした危険性をも考慮した明瞭な記述とすべきである。

なお、学校教育法第92条は、教員の資格について明確に規定している(例えば教授については、「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」と規定している)のであるから、この規定をいささかも逸脱することがないようにすべきである。

## 分類番号⑦ 多様性を受け止める柔軟なガバナンス

(意見1)

「答申(案)」は、「学外理事を少なくとも複数名置くことが求められる」と強調し、「具体的方策」として「そのために必要な制度整備等を行う」ことを提示している(26頁)。また関連して、「学外資源の活用という観点から」実務家教員を専任教員として配置することすることを強調し、「具体的方策」として大学設置基準の改正を提示している(19頁)。

しかし、この学外理事や実務家教員の拡大方針は、現政権が大学を「産業界のニーズに合った教育機関へと変革する」という方針を実行するために、産業界のニーズを大学のカリキュラム編成や運営により直接的に反映させることを企図して、閣議決定したものである。いわゆる「大学無償化」政策においても、その対象となる大学等の「要件」として「実務経験のある教員の配置」と「理事に産業界等の外部人材を複数任命」を盛り込んだことは、同様の企図によるものである。

翻って「答申(案)」は、「学外資源の活用」や大学運営に「外部からの意見を反映する」など、あたかも大学にとって有益であるかのような記述をしているが、実際には各大学が閣議決定された

「改革」方針に拘束されざるを得ない状況に追い込まれつつあるのであって、「学問の自由」と「大学の自治」(12頁)や私立大学の自主性・自律性が損なわれる危険性が高い。したがって、「答申」が我が国の高等教育の中長期的なグランドデザインを描くというのなら、現政権が決定している政策を糊塗するような記述をやめ、そうした危険性をも考慮した明瞭な記述とすべきである。

なお、実際問題として、学校法人については私立学校法で外部理事を登用することが規定されており、私学事業団が実施したアンケート調査結果では、外部理事は1大学法人当たり平均5.92人、1短大法人当たり平均4.47人も登用されているのであるから、ことさら「必要な制度整備等を行う」などと強調する必要もない。また「答申(案)」は、「客観的・複眼的な外部からの意見を反映することで、運営の透明性を確保し、社会への説明責任を果たしていくことが考えられる」(24頁)と述べているが、外部理事を登用しているか否かと「運営の透明性」や「社会への説明責任」とは何ら関係がないことは、不祥事を引き起こしている学校法人をみても明白である。こうした根拠薄弱な記述を目の当たりにするにつけ、閣議決定された方針を盛り込むためにもっともらしい理由を後付けしているのではないかとの疑義を深めざるを得ない。

#### (意見2)

「答申(案)」は、「定員割れや赤字経営の安易な救済とならないよう配慮しつつ、大学等の連携・統合を進める」(24頁)と主張しているが、この「安易な救済」とは具体的にどのようなことを想定しているのか。私たちは、政府が経営の厳しい私立大学に対し、私立大学等経常費補助(とりわけ基盤経費である一般補助)の抑制・削減、重点配分予算による政策誘導の強化、定員割れによる補助金の減額措置の強化といった「安易な締め付け」「安易な淘汰政策」を断行していることは目の当たりにしているが、「安易な救済」など経験したことがない。定員割れや赤字経営の大学であっても、そこでは学生が学び、教職員がそれを支えるための努力を重ねている。定員割れや赤字経営の大学が社会から評価されていない不要な機関であるかのように一括りにする記述は、そうした学生や教職員を侮蔑するに等しい。このような粗雑で乱暴な記述はすべて削除すべきである。

#### (意見3)

「答申(案)」は、「なお」と付け足して、「今後は、学校法人に対して、経営改善に向けた指導の強化や経営困難な場合に撤退を含む早期の適切な経営判断を促す指導を実施する」(24頁)との方針を示しているが、非常に問題である。「答申(案)」は、私立大学で経営困難が生じていることについて分析も見解も示さず、早期撤退を促進する方向しか示しておらず、無責任極まりない。

私立大学の定員割れや経営困難は、地方中小規模大学に偏在しており、そこには地方経済の疲弊や地方の大学進学率の低さ、大学規模が小さいことによるデメリット、そして、そもそも政府が私立大学への公財政支出を学生一人当たり国立大学の13分の1という極めて低い水準に押しとどめていること、また定員割れ私大に対し補助金の減額措置を強化してきたことなど、構造的な問題が存在している。

これらの問題に対する分析や解決策について明確に記述すべきである。撤退促進しか方向を示さない「答申(案)」は、「グランドデザイン」の名に値しない。抜本的に検討し直すべきである。

## 分類番号⑧ 大学の多様な「強み」の強化

私立大学は、それぞれの建学の精神、設立の経緯、立地や規模に応じて、自らが目指す方向を定め、それに沿って教育の目標を策定し、限られた原資の中で、目標を実現するためのよりよい教育課程、教育方法、教員組織、学生支援体制、教育環境を構築するために努力を重ね、それぞれの特色を打ち出してきた。学生募集活動においても、他大学と異なる特色を明確に打ち出すための努力を必死に重ねている。学生確保が厳しい地方小規模大学ではなおさらである。したがって、少なくとも私立大学はすでに多様な特色と機能をもつ大学群として存在している。

そうであるにもかかわらず、「答申(案)」は、こうした現状に対する分析・評価も一切示さずに、「機能の選択と比重の置き方」を考える上での「参考」例として、「人材養成の三つの観点」を提示し、これらも踏まえつつ、「各大学の役割・機能の明確化・特色化を加速する改革を促す」(27頁)としている。どのような現状をもってして、どのような目的のために「役割・機能の明確化・特色化を加速する」必要があるのかまったく不明である。

また、この「三つの観点」は、①世界を牽引する人材、②高度な教養と専門性を備えた先導的な人材、③高い実務能力を備えた人材、とされているが、なぜこの三つに収れんするのかまったく不明である。例えば、OECDの言うところの「キー・コンピテンシー」(4頁)を備えた人材や、「21世紀型市民」(5頁)としての資質を備えた人材でもかまわないはずである。「多様な「強み」」を強調するならば、この三つに拘泥せず、「学修者の視点」でより幅の広い豊かな人材像を例示すべきである。

安倍内閣が本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太方針)では、「私立大学については、各大学が人材育成の3つの観点(世界を牽引する人材、高度な教養と専門性を備えた人材、具体的な職業やスキルを意識した高い実務能力を備えた人材)を踏まえた選択を行うとともに、役割・機能の明確化を加速する支援の枠組みを設ける」と明記されている。

この閣議決定された方針と「答申(案)」の記述との間には明らかな不整合があるが、将来構想部会ではそれについて一切説明も審議もされていない。2040年に向けた「グランドデザイン」を自称するのであれば、この「骨太方針」に対する中教審の立場を明瞭に記述すべきである。

加えて重大な問題は、「骨太方針」が「役割・機能の明確化を加速する支援の枠組みを設ける」としていることである。「支援の枠組み」とは予算配分を通じた誘導を指すものと解されるが、私立大学等経常費補助が非常に低い水準に抑制されている中で、予算配分を通じた政策誘導は強迫性をもち、私立大学が「学問の自由」と「大学の自治」にもとづき自律的に個性的な発展を遂げることを阻害している。「答申(案)」がいうところの「加速」も、この「骨太方針」の記述と同趣旨であると解される。したがって、「各大学の役割・機能の明確化・特色化を加速する改革を促す」との方針に断固反対する。

## 分類番号⑨ 教育の質の保障と情報公表

### (意見1) 学修時間の問題について

「答申(案)」は、日本の学生の「授業以外の学修時間が非常に短い」(28頁)ことを問題視して

いるが、その要因については、「教員が教えたい内容が授業として提供され、教育課程内の位置付けや水準などを含めて体系的なカリキュラムが意識されていないという課題があると考えられる」(同)と述べるだけである。極めて無責任な記述であり、厳しく抗議する。

まず、「教員が教えたい内容」云々という言説は、これまでの大学における授業があたかも個々の教員の趣味嗜好に基づき独善的に組み立てられてきたかのような表現であるが、そのようなエビデンスがあるのならば明確に示すべきである。少なくとも私たちが知る数多くの私立大学においては、各学部の教育課程は、その学問分野が蓄積してきた知的体系に基づき原理原論・各論の講義やゼミが配置され、個々の授業は学生たちの能力と意欲を踏まえて学生たちの学びが充実したものになるよう工夫して行われている。また各大学は教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)やシラバスの作成・公表が義務付けられている。「教員が教えたい内容」云々という言説はあまりに不当と言わざるを得ない。

次に、授業時間以外の学修時間が短いことについては、大学に通うために負担しなければならない高額のコストのためにアルバイトをしなければならないこと、就職活動に多くの時間を割かれること、高校を卒業するまでに自主学習する習慣を身に付けられていないこと、学習意欲が十分でないことなど、多くの原因を挙げることができる。「答申(案)」は、こうした原因についてきちんと分析もせず、それに対する必要な対策も提起せずに、「改善に真剣に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているのではないか」という指摘もあり、大学全体として十分な信頼が得られているとは言い難い(同)などと、個々の大学にすべての責任を帰する記述に終始していることに対し強く抗議する。

## (意見2) 情報公表について

「答申(案)」は、「学生の学修成果に関する情報」や「大学全体の教育成果に関する情報」、「大学教育の質に関する情報」を、「的確に把握・測定」し「公表する」ことを強調しているが、その内容は極めて安直であり、非常に大きな問題をはらんでいる。公表すべき情報について抜本的に見直すことを求める。

第一に、「具体的な方策案」に示された参考例は数値化できる情報が大半を占めるが、定量的な数値が表現できるものは、学修成果や教育成果のごくわずかな側面に過ぎない。学んだことがいつどのように発現するかは一人ひとりの全生涯を観測してはじめて把握できるのであり、ごく一時限の限定的かつ表層的な数値情報を学修成果・教育成果だと言って流布することは無意味であるばかりか、国民の教育観・大学観を歪める情報として機能することになり、有害ですらある。

第二に、以上を前提とした上で問題を指摘すれば、例えば「答申(案)」は、「把握・公表の義務付けが考えられる情報」として、単位や学位の取得状況、留年率、中途退学率を挙げているが、これらの数値は成績評価のありようによって左右されるし、教育や学修と直接関わらない経済的理由や疾病等の身体的理由などによっても左右される。数値だけではそうした背景事情は伝わらないし、背景事情まで含めて公表したとしても社会一般にその意味付けが正確に伝わるとは限らない。不正確な情報が誹謗を生み拡散すれば、大学は取り返しのつかない被害を受けることになる。「答申(案)」は「学修時間」も例示しているが、上述した通り「学修時間」の長短を決定づける

要因はさまざまであり、「時間」が「教育成果」を示すものとはなり得ない。このような情報の公表を義務付ければ、数値はメディア等でランキングされ、数値が独り歩きし、学修成果や大学教育の質について誤った理解を拡散することになる。

第三に、「大学教育の質に関する情報」において、「教員一人当たりの学生数」を例示しているが、これについては一定の条件下では「質」を示す指標となり得る。しかし現実には、私立大学に対する公財政支出が長期にわたり極めて低い水準に置かれていることにより、私立大学の「教員一人当たりの学生数」は国公立大学に比して非常に多い状況にある。一般補助が抑制・削減され、重点配分が進む中で、個々の経営努力のみで「教員一人当たりの学生数」を改善することが困難な私立大学は少なくない。そのような条件下でこの指標は公平なものとはならず、「大学教育の質」を正確に表すものとはなり得ない。公表を義務付けることに反対である。

(意見3)

「答申(案)」は、学修成果等に関する情報について、「当該大学のみならず社会全体が効果的に活用することができるよう、全国的な学生調査や大学調査を通じて、整理し、比較できるように一覧化する機能を設ける」(33頁)としているが、上述したように、著しく不正確かつ公平性を欠くなど非常に大きな問題を有する情報をランキング化するなど到底容認できない。断固反対である。削除すべきである。

#### 分類番号⑩ 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

(意見1)

「答申(案)」は、この先の高等教育の規模について、「各高等教育機関は、「18歳中心主義」を維持したままでは現在の規模を確保することができないということを認識した上で、いかに学生の可能性を伸ばすことができるかという教育改革を進め、そのための規模の適正化について検討する必要がある」(36頁)と述べている。ここで言う「適正化」とは何を意味するのか不明瞭である。「答申(案)」全体の文脈からすれば、定員未充足の多くの私立大学に対して「規模の縮小」を検討せよと主張しているように読めるが、そうだとすれば非常に無責任な議論であると言わざるを得ない。分類番号⑮でも意見を述べるが、中教審が、極めて低水準に押しとどめている私立大学に対する公財政支出をどのように拡充していくのかという「グランドデザイン」にはまったく言及せず、各大学の自己責任で「改革」を進め、うまくいかないなら規模の縮小もしくは撤退をせよと言うごとの方針を示していることに対して、私たちは大きな落胆と強い憤りを覚える。

(意見2)

「答申(案)」は、「教育の質を保証することができない機関については、社会からの厳しい評価を受けることとなり、その結果として撤退する事態に至ることがあり得ることを覚悟しなければならない」(37頁)といった、半ば脅迫とも取れるような記述を3回も繰り返している。これも私立大学を想定しての主張と解されるが、前述したとおりあまりに無責任な議論である。

「教育の質を保証することができない機関」とはどのような機関を指すのか。またそれを誰がど

のように認定するのか。「社会からの厳しい評価」などともっともらしいことを述べているが、分類番号⑦「多様性を受け止める柔軟なガバナンス」にある通り、「答申(案)」は「今後は、学校法人に対して、経営改善に向けた指導の強化や経営困難な場合に撤退を含む早期の適切な経営判断を促す指導を実施する」(24頁)との方針を明記しており、また文科省はすでに学校法人運営調査を通じた経営指導を強化し、文科省が経営状況の改善が見込めないと判定した私立大学に対して、学部閉鎖や早期撤退を促すスキームを実施することを決定している。「社会からの厳しい評価」や「撤退する事態に至ることがあり得ることを覚悟しなければならない」などといった、文科行政の責任を棚上げする記述はすべて削除すべきである。

## 分類番号⑪ 2. 国公私の役割

「答申(案)」は、国立大学の役割として以下の4点を例示(38頁)している。

- ・世界及び我が国の「知」をリードする研究・教育を推進する役割
- ・イノベーション創造のための知と人材の集積拠点としての役割
- ・Society5.0の実現に向けた人材養成など計画的な人材養成の役割
- ・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展のため存続が必要な学問分野の維持や、理工系分野など教育研究の施設整備に多額の予算を要するため財政的な負担を伴う教育・研究を推進する役割

これらはいずれも国立大学に限定した役割ということとはできない。実際に国公私の別なく各大学で強弱の差はあるにせよ担われている役割であるし、今後も高等教育機関全体で担うべき役割である。恣意的な役割分担をすべきではない。

一方、「私立大学の役割」については、「学部学生の約8割の教育を担うなど、様々な学生に対し門戸を開き、それぞれの「建学の精神」に基づき、多様性に富み、実践的な教育を行う役割を担っている」(39頁)と断定しているが、事実と反する。私立大学は「実践的な教育」のみを行う機関ではない。私立大学は、先端的研究から高度な実践的教育に至るまで、多様な教育研究を担っているのであるから、「実践的な教育」に限定するとき表現は改めるべきである。

また「答申(案)」は私立大学について、「私立大学の教育研究の多様性によって、複雑な社会の変化に対応できるより多くの国民を育成し、一人ひとりの労働生産性を大幅に引き上げるため、幅広い年齢層に及ぶ中核人材の教育機会を保障し、国民の知的水準を底上げする役割がある」(同)と述べている(傍点は意見提出者が付加)。しかし、私立大学は労働者を養成するための機関ではないし、知的水準の底辺に対応するためだけの機関ではない。しかも、当該箇所には「研究」という言葉が一言も使われていない。このように私立大学の役割を狭く低く規定することは事実と反し、不当である。教育基本法も学校教育法も、国公立大学の区別をすることなく、大学は学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うこと、広く知識を授けること、深く真理を探究して新たな知見を創造することなどを規定している。私立大学の役割を職業実践的教育に狭く限定するような記述は改めるべきである。

なお、政府は大学における実践的職業教育の拡大に傾倒した方針を打ち出しているが、中教審や文科省こそが「人生100年時代」の学問、学術という観点から大学政策を検討すべきと考え

る。

#### 分類番号⑫ 地域における高等教育

「答申(案)」は、「現状においては、全体としての学生数は増加する一方で、定員割れの私立大学が約4割となっている。我が国においては、私立大学が多く、かつ、小規模の大学が多いのが特徴であり、特に小規模な大学が多い地方において学生確保が厳しくなっている」としているが、これは現象を述べているに過ぎない。なぜ「特に小規模な大学が多い地方において学生確保が厳しくなっている」のかを分析し、その解決方向および解決策を実行するために国が果たすべき役割を示さなければ、「地域で高等教育の将来像を描く」ことなど不可能であろう。

「答申(案)」が示しているのは、国が「地域連携プラットフォーム(仮称)」構築のガイドラインを策定することと、「国公私立の枠組みを越えた連携の仕組み」を導入するための制度整備を行うことだけである。しかも連携・統合を進める際には、「定員割れや赤字経営の安易な救済とならないよう配慮」せよ、つまりは学生確保が困難な地方私立大学は撤退を促進せよという。現実問題として、多くの地方において域内の大学入学定員は域内の大学進学者数を下回っており、若者の県外流出の一因となっている。こうした政策枠組みで、地方の学生の教育機会の確保や、地方の知的水準の向上、地方における知識・技術・文化の創造拠点の維持がどのように実現できるというのか。公財政支出による支援のあり方を含め、政府・文科省が果たすべき役割を明確に提示すべきである。

#### 分類番号⑮ 高等教育を支える投資－コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充

##### (意見1)

本VI章は、日本の高等教育のグランドデザインを構想するうえで不可欠な公財政支出のあり方について何も言及していないに等しく、私たちは私立大学の教育研究を日々担っている教職員の集団として、大きな失望と憤りを隠すことができない。中教審将来構想部会の審議では、永田座長は再三、教育予算と配分のあり方についてはまとまった時間をとって審議すると述べていたが、結局まともな審議が行われぬまま、このように内容が希薄かつ杜撰な「答申(案)」が公表されたことに強く抗議する。

##### (意見2)

2017年3月の文科大臣の諮問事項は、「教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の充実、透明性の確保の観点も踏まえた配分の在り方」および「学ぶ機会の保障のため、学生への経済的支援の充実など教育費負担の在り方」についてとされていた。本「答申(案)」はこれら諮問事項についてまともに答申していない。根本的に検討し直すべきである。

「答申(案)」は、高等教育に対する公財政支出のあり方について、「必要な公的な支援を確保しつつ民間からの投資と社会からの寄附等の支援、個人負担等の高等教育への投資活動を強化していくことが求められる」(47頁)、「高等教育への公的支援の在り方については財政の在り



方を含めて社会全体で検討し、必要な公的支援を確保していく必要がある」(48頁)などと述べるにとどめている。「公的支援」という用語が何を指すか曖昧で不正確なものとするが、「必要な公的支援」というのは何についてどのくらいの額を必要としているのかまったく述べられていない。また、「社会全体で検討」するなど先送りし、国の責任を曖昧にしていることも大きな問題である。

#### (意見3)

私立大学等に対する公財政支出であるところの私立大学等経常費補助は、教育基本法と私立学校振興助成法にもとづき支出されているが、私立大学等の教育研究に不可欠な経常的支出に対する補助の割合はすでに10%を割り込んでいる。私立大学等経常費補助制度が創設された当初は、この補助率を速やかに50%に引き上げることが目標とされ、私立学校振興助成法制定時の国会附帯決議にもそのことが明記されている。経常費補助率は1985年度に29.5%にまで上昇するがその後は下降の一途を辿っている。経常費補助のうち、私立大学の基礎的な教育研究活動を支える基盤的経費である一般補助は、1校当たり平均でみると1980年度の3.4億円がピークであり、現在では2.9億円前後で推移している。政府は教育研究の質の向上や大学教育の質の保証を要求し「改革」を断行してきたが、私立大学への補助額は減額してきたのである。しかもわずかな額の一般補助にも評価による重点配分の枠組みを導入してきた。

国立大学運営費交付金も減額と重点化が進められてきたが、学生一人当たりの公財政支出額を比較すれば、私立が約16万円であるのに対し、国立は約202万円と、13倍近い格差がある。施設設備に係る経費についても、国立大学はほぼ国の予算によるが、私立大学についてはわずかな額が補助されているのみである。法令上、同等の大学として規定されているにもかかわらず、このように私立大学への国の財政措置は極めて差別的な状態のまま放置されてきた。

「答申(案)」はこうした現実をまったく無視し、「改革」についてはすべての高等教育機関をひっくるめた記述をしている。「答申(案)」が掲げている数多くの方策に対応するには莫大なコストが必要となる。それをどう手当てするかも示さずに、挙句の果てには「改革」が進まない私立大学に対して撤退を促進する方向を示しているのである。「グランドデザイン」と呼ぶに値しない、まったく不当なものと言わざるを得ない。関連して付言すれば、「答申(案)」は今後、国公私別・大学別の教育研究コストを明らかにする必要があるとし(47頁)、また「改革」に必要なコストについて十分に検討する必要がある(48頁)と述べているが、まずそれらの検討を行い、教育研究を支える基盤的経費の在り方について「答申」で明確な方向を示すべきである。

#### (意見4)

上記を踏まえ、本答申にあたっては、私立大学と国立大学との間の公財政支出額、学生の学費負担額の格差を是正する方向を示すべきである。

また、諮問事項の「学生への経済的支援の充実など教育費負担の在り方」については、日本は国際人権規約・社会権規約第13条の「高等教育の漸進的無償化」条項に対する留保を撤回し、国際社会に対して速やかな計画立案・実施を公約したのであるから、そのことを明記するとともに、2040年に向けてどのような施策を実施していくべきか方向を示すべきである。